



市 章

大津市公報

平 成 25 年 12 月 20 日
号 外 (第 74 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

64	大津市市税条例の一部を改正する条例.....	1
65	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	3
66	大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例.....	3
67	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例.....	4
68	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例.....	6
69	大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	6
70	大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例.....	6
71	大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例.....	7
72	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	7
73	大津市創作展示館条例の一部を改正する条例.....	8
74	大津市都市公園条例の一部を改正する条例.....	9
75	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	10
76	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例.....	10
77	大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....	11
78	大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例.....	12
79	大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例.....	13
80	大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例.....	14
81	大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例.....	14
82	大津市民体育館条例の一部を改正する条例.....	15
83	大津市市民格技場条例の一部を改正する条例.....	17
84	大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例.....	18
85	大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例.....	18

条 例

大津市市税条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第64号

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第39条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第5条の2中「、第55条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第55条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「日本銀行法」の次に「(平成 9 年法律第 89 号)」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第 2 項の規定により第 55 条の 2 に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 6 条の 4 の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び附則第 7 条の 3 の 3 において「震災特例法」という。)第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5(これらの規定が同法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 17 条の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 18 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 6 条の 4 の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第 7 条の 3 の 3 第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第

5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第7条の3の3の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の大津市市税条例(以下「新条例」という。)附則第5条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第5条の3の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の4の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第7条の3の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第65号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第15項後段を次のように改める。

この場合において、市内に住所を有する者であって、70歳以上(肺がん結核検診(胸部エックス線検査に限る。)にあつては、65歳以上)のもの、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属するもの、市民税非課税世帯に属するものその他これらに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。

別表第15項第8号中「肺がん検診」を「肺がん結核検診」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第66号

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和41年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第1項の次に

次の1項を加える。

(延滞金の徴収に係る特例)

2 延滞金の徴収のための事務処理の体制が整備されるまでの間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「徴収する」とあるのは、「徴収することができる」とする。

第2条 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「年14.5パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前)」を「年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日まで)」に、「年7.25パーセント」を「年7.3パーセント」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第2項の次に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の第3条第2項及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第67号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の4」に改める。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物」を「事業系廃棄物」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

事業系廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

第4章中第16条の次に次の3条を加える。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第16条の2 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が規則で定める面積以上であるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。)又はその管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び資源化を図らなければならない。

- 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者等に協力しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第16条の3 事業用大規模建築物の所有者等は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。事業系廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(事業系廃棄物減量等計画書)

第16条の4 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書(以下「事業系廃棄物減量等計画書」という。)を毎年1回、市長に提出しなければならない。

- 事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物減量等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞

なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第27条の見出しを「(排出基準)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「搬入基準並びに」を削り、「又は市の処理施設への搬入の受入れ」を「及び運搬」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、第1項の規定に違反して排出された家庭廃棄物又は第3項の規定に違反して排出された物の収集を拒否することができる。

第30条を削り、第31条を第30条とする。

第32条中「、排出基準、搬入基準及びごみ集積所の基準」を「排出基準」に、「、搬入基準及び保管基準」を「保管基準」に改め、同条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受入基準)

第32条 市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定める基準(以下「受入基準」という。)に従い、適正に搬入しなければならない。

2 市長は、市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者が受入基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第33条を次のように改める。

(事業系一般廃棄物管理票)

第33条 事業系一般廃棄物を規則で定める量以上排出する事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他規則で定める事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して市の処理施設に搬入させる場合は、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託運搬業者」という。)に対し、管理票を交付しなければならない。

3 受託運搬業者は、その受託した事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際、前項の規定により交付を受けた管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の事業者又は受託運搬業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

第37条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

第32条第1項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、廃棄物を市の処理施設に搬入したとき。

第37条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第33条第3項の規定に違反し、管理票を提出せず、又は虚偽の管理票を提出して、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入したとき。

第39条に次の1項を加える。

2 第32条の規定は、前項の規定により市が処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする場合について準用する。

第44条第6号を削り、同条第5号中「第32条」を「第31条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第31条」を「第30条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

事業用大規模建築物の所有者等が、第16条の3の規定に違反し、事業系廃棄物管理責任者を選任せず、又は事業系廃棄物管理責任者の選任の届出をしなかったとき。

事業用大規模建築物の所有者等が、第16条の4第1項の規定に違反し、事業系廃棄物減量等計画書を作成せず、若しくは提出せず、又は同条第2項の規定に違反して同項の規定による届出をしなかったとき。

第45条第1項第6号中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改める。

第46条の見出し中「収集又は」を削り、同条中「第29条の規定に違反して家庭廃棄物を排出した者又は第44条第4号若しくは第6号」を「第44条第1号、第2号又は第6号」に改め、「一般廃棄物の収集又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に事業用大規模建築物を所有(事業の用に供する部分における区分所有を含む。)し、又はその管理を請け負っている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月以内に、改正後の第16条の3の規定による届出をしなければならない。この場合において、施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出があったものとみなす。

- 3 改正後の第32条、第33条、第37条及び第39条の規定は、施行日以後に市の処理施設に搬入する廃棄物について適用し、施行日前に市の処理施設に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第68号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表保育所の部に次のように加える。

大津市立瀬田南保育園	大津市三大寺1番3号
------------	------------

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(児童館への入館制限)

第5条 市長は、児童館を使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、児童館への入館を拒否し、又は児童館から退館させることができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

児童館の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

他の使用者に危害を及ぼし、又は他の使用者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

児童館の管理上支障があると認めるとき。

その他児童館の使用を不適當であると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第69号

大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大津市敬老祝金の支給に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例

第1条中「つくしてきた」を「尽くしてきた」に、「敬老祝金の支給を行って」を「敬老祝記念品を贈呈することにより」に、「長寿を祝い、もって高齢者の福祉を増進する」を「及び長寿を祝う」に改める。

第2条の見出しを「(敬老祝記念品の贈呈)」に改め、同条第1項中「最高齢敬老祝金の支給」を「最高齢敬老祝記念品の贈呈」に、「敬老祝金を支給」を「敬老祝記念品を贈呈」に改め、同条第2項中「最高齢敬老祝金を支給」を「最高齢敬老祝記念品を贈呈」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第70号

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市木戸コミュニティセンター条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「2,760円」を「2,840円」に、

「3,450円」を「3,540円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第71号

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「納付義務者は、」を「納付義務者が」に改め、「、当該納付金額に」を削り、「当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額」を「当該納付金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に、「延滞金額を加算して納付しなければならない」を「延滞金を徴収する」に改める。

附則第3条を附則第4条とし、附則第2条の次に次の1条を加える。

(延滞金の徴収に係る特例)

第3条 延滞金の徴収のための事務処理の体制が整備されるまでの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「徴収する」とあるのは、「徴収することができる」とする。

第2条 大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第72号

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

の 使 区 用 分 者	使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
市 民	多目的ホール	4,320円	4,320円	8,230円	16,870円
	会議室	1,750円	1,750円	3,370円	6,870円
	和室	1,210円	1,210円	2,290円	4,710円

市民以外の者	多目的ホール	6,480円	6,480円	12,350円	25,310円
	会議室	2,630円	2,630円	5,060円	10,320円
	和室	1,820円	1,820円	3,440円	7,080円

別表第 2 項中「2 分割」を「2 分の 1 に分割」に改め、同表第 3 項中「徴収する場合」の次に「(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「前 2 項に規定する使用料」を「前 2 項の規定による使用料の額」に改め、同表に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定による使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第 2 条 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「4,320円」を「5,180円」に、「8,230円」を「9,880円」に、「16,870円」を「20,240円」に、「1,750円」を「2,100円」に、「3,370円」を「4,050円」に、「6,870円」を「8,250円」に、「1,210円」を「1,450円」に、「2,290円」を「2,750円」に、「4,710円」を「5,650円」に、「6,480円」を「7,770円」に、「12,350円」を「14,820円」に、「25,310円」を「30,360円」に、「2,630円」を「3,150円」に、「5,060円」を「6,070円」に、「10,320円」を「12,370円」に、「1,820円」を「2,180円」に、「3,440円」を「4,130円」に、「7,080円」を「8,490円」に改める。

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 73 号

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市創作展示館条例 (平成 7 年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100円」を「130円」に、「80円」を「100円」に、「150円」を「200円」に、「120円」を「160円」に、「210円」を「270円」に、「160円」を「210円」に改める。

別表第 2 第 1 項の表を次のように改める。

室名	使用時間	使用料	
		市民	市民以外の者
展示室	午前 9 時から 午後 1 時まで	3,620円	5,430円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	3,620円	5,430円
創作スペース	午前 9 時から 午後 1 時まで	3,620円	5,430円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	3,620円	5,430円

別表第 2 第 2 項中「17時」を「午後 5 時」に、「1 時間につき 1,050円」を「次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

市民 1 時間につき 1,350円

市民以外の者 1 時間につき 2,020円

別表第 2 第 3 項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)」を加え、同表に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定による使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第2条 大津市創作展示館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「130円」を「160円」に、「100円」を「120円」に、「200円」を「240円」に、「160円」を「190円」に、「270円」を「320円」に、「210円」を「250円」に改める。

別表第2第1項の表中「3,620円」を「4,300円」に、「5,430円」を「6,450円」に改め、別表第2第2項第1号中「1,350円」を「1,600円」に改め、同項第2号中「2,020円」を「2,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市創作展示館条例（次項において「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の観覧に係る常設展示の観覧料について適用する。
- 3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の大津市創作展示館条例（次項において「平成28年新条例」という。）別表第1の規定は、附則第1項ただし書に規定する日（次項において「一部施行日」という。）以後の観覧に係る常設展示の観覧料について適用する。
- 5 平成28年新条例別表第2の規定は、一部施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第74号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「大津市サイクリングターミナル リバーヒル大石」を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表第2第1項中「した額」の次に「（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、当該額に100分の108を乗じて得た額）」とし、この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの」を加え、同項ただし書を削り、別表第2第4項中「（昭和63年法律第108号）」を削り、「を除く」を「以外の」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、「得た額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、別表第2第5項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項の表野球場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「3,000円」を「3,750円」に、「4,500円」を「5,620円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「2,000円」を「2,500円」に、「3,000円」を「3,750円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「9時から12時まで」を「午前9時から正午まで」に、「600円」を「750円」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「800円」を「1,000円」に、「18時から21時まで」を「午後6時から午後9時まで」に、「700円」を「870円」に、「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「1,300円」を「1,620円」に、「13時から21時まで」を「午後1時から午後9時まで」に、「1,500円」を「1,870円」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「2,000円」を「2,500円」に、「休日」を「休日等」に、「900円」を「1,120円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,000円」を「1,250円」に、「2,100円」を「2,620円」に、「3,000円」を「3,750円」に改め、別表第2第5項の表プールの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「10,000円」を「12,500円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「300円」を「370円」に、「450円」を「560円」に、「200円」を「250円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表芝生グラウンドの項及び全天候型多目的広場の項中「休日」を「休日等」に改め、別表第2第5項の表弓道場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「200円」を「250円」に、「100円」を「120円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「160円」を「200円」に、「80円」を「100円」に改め、別表第2第5項

の並びわ湖大津館多目的ホールの項中「1,500円」を「1,870円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「320円」を「400円」に改め、別表第2第5項の表備考第1項中「休日」を「休日等」に改め、別表第2第5項の表備考第2項中「休日」を「休日等」に改め、別表第2第5項の表備考第9項中「並びに庭園」を「庭園」に、「場合を」を「場合並びに駐車場を使用する場合を」に改め、別表第2第5項の表備考第10項中「第2体育館を専用使用する場合、」を削り、「並びに庭園」を「庭園」に、「場合を」を「場合並びに駐車場を使用する場合を」に改める。

第2条 大津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「3,750円」を「4,500円」に、「5,620円」を「6,750円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「2,500円」を「2,560円」に、「3,750円」を「3,840円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「750円」を「900円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「870円」を「1,050円」に、「1,620円」を「1,950円」に、「1,870円」を「2,250円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「1,120円」を「1,350円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「1,250円」を「1,500円」に、「2,620円」を「3,150円」に、「3,750円」を「4,500円」に改め、別表第2第5項の表プールの項中「12,500円」を「13,120円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項中「370円」を「450円」に、「560円」を「670円」に、「250円」を「300円」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「250円」を「300円」に、「120円」を「150円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に改め、別表第2第5項の並びわ湖大津館多目的ホールの項中「1,870円」を「2,250円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「400円」を「480円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中別表第2第5項の表備考第9項の改正規定及び別表第2第5項の表備考第10項の改正規定（「第2体育館を専用使用する場合、」を削る部分を除く。） 公布の日

第2条の規定及び附則第3項の規定 平成28年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の大津市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市都市公園条例別表第2の規定は、附則第1項第2号に定める日以後の使用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第75号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第4条の2第4項中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める。

別表第1天神山団地の項中「48」を「44」に改め、同表音羽台団地の項中「28」を「24」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項第8号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第76号

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和46年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第14条の3を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金の額)

第14条の3 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和41年条例第27号)第2条の規定は第14条第3項の督促手数料の額について、同条例第3条及び附則第3項の規定は前条の延滞金の額について、それぞれ準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の3の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第77号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第19条の2第1項及び第2項中「4,200円」を「4,320円」に改める。

別表第2第1項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第2第2項の表中「1,013円」を「1,041.94円」に、「136.83円」を「140.73円」に改め、別表第2第3項の表中「1,118円」を「1,149.94円」に、「134.73円」を「138.57円」に改め、別表第2第4項の表中「1,228円」を「1,263.08円」に、「133.63円」を「137.44円」に改め、別表第2第5項の表中「1,858円」を「1,911.08円」に、「130.48円」を「134.20円」に改め、別表第2第6項の表中「2,898円」を「2,980.80円」に、「128.40円」を「132.06円」に改める。

別表第3第1項の表中「840円」を「864円」に、「123.75円」を「127.28円」に、「97.50円」を「100.28円」に改め、別表第3第2項の表中「1,260円」を「1,296円」に、「115.35円」を「118.64円」に、「89.10円」を「91.64円」に改め、別表第3第3項の表中「3,130円」を「3,219.42円」に、「106.00円」を「109.02円」に、「79.75円」を「82.02円」に改める。

別表第4中「31,500円」を「32,400円」に、「840円」を「864円」に、「68.65円」を「70.61円」に改める。

別表第5中「9,450円」を「9,720円」に、「840円」を「864円」に、「77.05円」を「79.25円」に改める。

別表第6第1項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第6第2項の表中「1,993円」を「2,049.94円」に、「87.83円」を「90.33円」に改め、別表第6第3項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第6第4項の表中「1,013円」を「1,041.94円」に、「136.83円」を「140.73円」に改め、別表第6第5項の表中「2,808円」を「2,888.22円」に、「100.93円」を「103.81円」に改め、別表第6第6項の表中「2,918円」を「3,001.37円」に、「99.83円」を「102.68円」に改める。

別表第7第1項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第7第2項の表中「1,678円」を「1,725.94円」に、「103.58円」を「106.53円」に改め、別表第7第3項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第7第4項の表中「1,013円」を「1,041.94円」に、「136.83円」を「140.73円」に改め、別表第7第5項の表中「2,808円」を「2,888.22円」に、「100.93円」を「103.81円」に改め、別表第7第6項の表中「2,918円」を「3,001.37円」に、「99.83円」を「102.68円」に改める。

別表第8第1項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第8第2項の表中「2,078円」を「2,137.37円」に、「83.58円」を「85.96円」に改め、別表第8第3項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第8第4項の表中「1,013円」を「1,041.94円」に、「136.83円」を「140.73円」に改め、別表第8第5項の表中「3,253円」を「3,345.94円」に、「92.03円」を「94.65円」に改め、別表第8第6項の表中「3,413円」を「3,510.51円」に、「90.43円」を「93.01円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ガス供給条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるガスの使用（以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。））の当該確定した料金（特定継続供給に係るガスの使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 この条例による改正前の大津市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条第1項、第8条の2第1項、第8条の3第3項及び第11条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの（第5条第2項から第5項までに規定する工事を除く。）については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第78号

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「生涯学習に」を「生涯学習及び文化活動の情報並びに生涯学習に」に改め、同号を同条第6号とする。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第5条第2項中「、大津少年センター及び大津市文化情報センター」を「及び大津少年センター」に改める。別表第1第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から 午後0時50分 まで	午後1時から 午後4時50分 まで	午後5時から 午後8時50分 まで	午前9時から 午後0時50分 まで	午後1時から 午後4時50分 まで	午後5時から 午後8時50分 まで
ホール	11,790円	11,790円	11,790円	17,690円	17,690円	17,690円
和室	910円	910円	910円	1,370円	1,370円	1,370円
和室	600円	600円	600円	900円	900円	900円
調理実習室	1,390円	1,390円	1,390円	2,080円	2,080円	2,080円
ギャラリー	1,440円	1,440円	1,440円	2,160円	2,160円	2,160円
201学習室	1,350円	1,350円	1,350円	2,020円	2,020円	2,020円
レクリエーション室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円
301学習室	660円	660円	660円	990円	990円	990円
302学習室	660円	660円	660円	990円	990円	990円
303学習室	1,320円	1,320円	1,320円	1,980円	1,980円	1,980円
美術工芸室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円

音楽室	1,440円	1,440円	1,440円	2,160円	2,160円	2,160円
音楽室	590円	590円	590円	890円	890円	890円
工作室	2,780円	2,780円	2,780円	4,170円	4,170円	4,170円
視聴覚室	2,490円	2,490円	2,490円	3,740円	3,740円	3,740円
401学習室	1,120円	1,120円	1,120円	1,690円	1,690円	1,690円

別表第 1 第 3 項を削り、同表第 2 項中「前項の基本使用料」を「前 2 項の規定による使用料」に改め、同項を同表第 3 項とし、同表第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 2 以上の時間区分にわたって引き続き使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の額を合算した額とする。

別表第 1 第 5 項中「場合」の次に「（入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。）」を加え、「第 1 項から前項まで」を「前各項」に改め、同表に次の 1 項を加える。

6 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第 2 条 大津市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表ホールの項中「11,790円」を「13,300円」に、「17,690円」を「19,950円」に改め、別表第 1 第 1 項の表和室の項中「910円」を「1,100円」に、「1,370円」を「1,650円」に改め、別表第 1 第 1 項の表ギャラリーの項中「1,440円」を「1,510円」に、「2,160円」を「2,270円」に改め、別表第 1 第 1 項の表レクリエーション室の項中「2,490円」を「2,990円」に、「3,740円」を「4,490円」に改め、別表第 1 第 1 項の表 301 学習室の項及び 302 学習室の項中「660円」を「790円」に、「990円」を「1,190円」に改め、別表第 1 第 1 項の表美術工芸室の項中「2,490円」を「2,550円」に、「3,740円」を「3,830円」に改め、別表第 1 第 1 項の表音楽室の項中「1,440円」を「1,730円」に、「2,160円」を「2,600円」に改め、別表第 1 第 1 項の表視聴覚室の項中「2,490円」を「2,960円」に、「3,740円」を「4,440円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第 1 の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第79号

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市北部地域文化センター条例（平成 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表を次のように改める。

の 使 用 者	室名	使用時間		
		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
市 民	ホール	11,790円	11,790円	11,790円
	リハーサル室	1,170円	1,170円	1,170円
外 市 民 以 下	ホール	17,690円	17,690円	17,690円
	リハーサル室	1,760円	1,760円	1,760円

別表第 3 項を削り、同表第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同表第 3 項とし、同表第 5 項中

「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「第1項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第2条 大津市北部地域文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「11,790円」を「13,300円」に、「17,690円」を「19,950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第80号

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市和邇文化センター条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

の 使用 区 分 者	使用時間 室名	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		市民	ホール	11,790円
	リハーサル室	1,030円	1,030円	1,030円
	会議室	1,300円	1,300円	1,300円
市民 以外 の 者	ホール	17,690円	17,690円	17,690円
	リハーサル室	1,540円	1,540円	1,540円
	会議室	1,950円	1,950円	1,950円

別表第3項を削り、同表第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「前各項」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第2条 大津市和邇文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「11,790円」を「13,300円」に、「17,690円」を「19,950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第81号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市歴史博物館条例(平成 2 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100円」を「130円」に、「80円」を「100円」に、「150円」を「200円」に、「120円」を「160円」に、「210円」を「270円」に、「160円」を「210円」に改める。

別表第 2 中「6,300円」を「6,480円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 6 条関係)

室名	使用時間	使用料	
		市民	市民以外の者
企画展示室 A	午前 9 時から 午後 5 時まで	26,320 円	39,480 円
企画展示室 B		13,160 円	19,740 円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、この表による使用料の額に次に定める割合に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

入場料等のうち最高額のもの1,000円以下の場合 3割

入場料等のうち最高額のもの1,000円を超える場合 5割

第 2 条 大津市歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「130円」を「160円」に、「100円」を「120円」に、「200円」を「240円」に、「160円」を「190円」に、「270円」を「320円」に、「210円」を「250円」に改める。

別表第 3 中「26,320円」を「31,540円」に、「39,480円」を「47,320円」に、「13,160円」を「15,030円」に、「19,740円」を「22,550円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市歴史博物館条例(次項及び附則第 4 項において「新条例」という。)別表第 1 の規定は、この条例の施行の日(次項及び附則第 4 項において「施行日」という。)以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。
- 新条例別表第 2 の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市歴史博物館条例(次項において「平成28年新条例」という。)別表第 1 の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日(次項において「一部施行日」という。)以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。
- 平成28年新条例別表第 3 の規定は、一部施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市民体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第82号

大津市民体育館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市民体育館条例(昭和 5 4 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

大津市和邇市民体育館

室名	使用区分		単位	使用料			
				市民		市民以外の者	
				平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から正午まで			810 円	1,200 円	1,210 円	1,810 円
	午後 1 時から午後 5 時まで			1,080 円	1,620 円	1,620 円	2,430 円
	午後 6 時から午後 9 時まで			930 円	1,350 円	1,400 円	2,020 円
	午前 9 時から午後 5 時まで			1,740 円	2,700 円	2,620 円	4,050 円
	午後 1 時から午後 9 時まで			2,010 円	2,820 円	3,020 円	4,240 円
	午前 9 時から午後 9 時まで			2,700 円	4,050 円	4,050 円	6,070 円
トレーニング室	専用使用	午前 9 時から午後 9 時まで	4 時間以内	320 円		480 円	
	個人使用		1 人 1 回	100 円		160 円	
会議室	午前 9 時から午後 9 時まで		4 時間以内	320 円		480 円	

大津市坂本市民体育館

室名	使用時間	使用料			
		市民		市民以外の者	
		平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から正午まで	810 円	1,200 円	1,210 円	1,810 円
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,080 円	1,620 円	1,620 円	2,430 円
	午後 6 時から午後 9 時まで	930 円	1,350 円	1,400 円	2,020 円
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,740 円	2,700 円	2,620 円	4,050 円
	午後 1 時から午後 9 時まで	2,010 円	2,820 円	3,020 円	4,240 円
	午前 9 時から午後 9 時まで	2,700 円	4,050 円	4,050 円	6,070 円

大津市石山市民体育館

室名	使用時間	単位	使用料			
			市民		市民以外の者	
			平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から正午まで		810 円	1,200 円	1,210 円	1,810 円
	午後 1 時から午後 5 時まで		1,080 円	1,620 円	1,620 円	2,430 円
	午後 6 時から午後 9 時まで		930 円	1,350 円	1,400 円	2,020 円
	午前 9 時から午後 5 時まで		1,740 円	2,700 円	2,620 円	4,050 円
	午後 1 時から午後 9 時まで		2,010 円	2,820 円	3,020 円	4,240 円
	午前 9 時から午後 9 時まで		2,700 円	4,050 円	4,050 円	6,070 円
会議室	午前 9 時から午後 9 時まで	4 時間以内	320 円		480 円	

大津市田上市民体育館

室名	使用時間	使用料			
		市民		市民以外の者	
		平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前9時から正午まで	640円	970円	970円	1,450円
	午後1時から午後5時まで	860円	1,290円	1,290円	1,940円
	午後6時から午後9時まで	750円	1,080円	1,130円	1,620円
	午前9時から午後5時まで	1,400円	2,160円	2,100円	3,240円
	午後1時から午後9時まで	1,620円	2,260円	2,430円	3,400円
	午前9時から午後9時まで	2,160円	3,240円	3,240円	4,860円

備考

- この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- この表中「平日」とは、休日等以外の日という。

第2条 大津市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1号から第3号までの規定中「810円」を「970円」に、「1,200円」を「1,450円」に、「1,210円」を「1,450円」に、「1,810円」を「2,180円」に、「1,080円」を「1,290円」に、「1,620円」を「1,940円」に、「2,430円」を「2,910円」に、「930円」を「1,130円」に、「1,350円」を「1,620円」に、「1,400円」を「1,700円」に、「2,020円」を「2,430円」に、「1,740円」を「2,100円」に、「2,700円」を「3,240円」に、「2,620円」を「3,150円」に、「4,050円」を「4,860円」に、「2,010円」を「2,430円」に、「2,820円」を「3,400円」に、「3,020円」を「3,640円」に、「4,240円」を「5,100円」に、「6,070円」を「7,290円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第83号

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例

大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条ただし書中「特に事由」を「特別の理由」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「公益上その他特別の事由」を「特別の理由」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「格技場を使用する者」を「使用者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
（使用の許可）

第3条 格技場を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、格技場の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

- 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、格技場の使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 格技場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
 営利を図る目的で使用するとき。
 その他教育委員会が格技場の管理上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、格技場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
 使用の許可の条件に違反したとき。
 前項各号のいずれかに該当したとき。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

使用区分		単位	使用料	
			市民	市民以外の者
平日	午前 9 時から午後 5 時まで	2 時間	320 円	480 円
	午後 5 時から午後 9 時まで	1 時間	160 円	240 円
休日等	午前 9 時から午後 5 時まで	2 時間	480 円	720 円
	午後 5 時から午後 9 時まで	1 時間	160 円	240 円

備考

- この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 84 号

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大津市立少年自然の家条例（昭和 62 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「400 円」を「500 円」に、「800 円」を「1,000 円」に改め、同条第 3 項中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 85 号

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市市民運動広場条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

運動広場のグラウンドを使用（全部又は一部を独占して使用する場合に限る。）し、又は和邇市民運動広

場のテニスコート若しくは田上市民運動広場の集会室若しくは会議室を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

第 3 条第 3 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

運動広場のグラウンドの利用者は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内に住所を有する者が運動広場のグラウンドをスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合は、この限りでない。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

グラウンドの使用料

名称	単位	使用料	
		市内に住所を有しない者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合
和邇市民運動広場	2 時間	840 円	3,350 円
下龍華市民運動広場	2 時間	630 円	2,510 円
堅田なぎさ市民運動広場	2 時間	630 円	2,510 円
坂本市民運動広場	2 時間	840 円	3,350 円
下阪本市民運動広場	2 時間	420 円	1,670 円
比叡平市民運動広場	2 時間	840 円	3,350 円
山中市民運動広場	2 時間	210 円	830 円
藤尾市民運動広場	2 時間	420 円	1,670 円
逢坂市民運動広場	2 時間	210 円	830 円
石山市民運動広場	2 時間	420 円	1,670 円
田上市民運動広場	2 時間	630 円	2,510 円
瀬田南市民運動広場	2 時間	630 円	2,510 円

備考 和邇市民運動広場、下龍華市民運動広場、坂本市民運動広場及び比叡平市民運動広場のグラウンドを 2 分の 1 に分割して使用する場合は、この表により算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第 3 和邇市民運動広場のテニスコートの項中「310 円」を「390 円」に、「630 円」を「790 円」に、「470 円」を「600 円」に、「940 円」を「1,200 円」に改め、同表田上市民運動広場の集会室の項中「210 円」を「270 円」に、「420 円」を「480 円」に改め、同表田上市民運動広場の会議室の項中「100 円」を「130 円」に、「210 円」を「240 円」に改める。

第 2 条 大津市市民運動広場条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 和邇市民運動広場のテニスコートの項中「390 円」を「480 円」に、「790 円」を「970 円」に、「600 円」を「720 円」に、「1,200 円」を「1,440 円」に改め、同表田上市民運動広場の集会室の項中「270 円」を「320 円」に改め、同表田上市民運動広場の会議室の項中「130 円」を「160 円」に改める。

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第 3 の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。